

第8回尼崎市議会定例会市長追加提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	その他	計
件 数	1	1

(2) 議案の名称

<その他>

議案第89号 和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定に … 3
ついて

<令和8年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 8 9 号	所 管	資産税課
件 名	和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定について				
内 容					
1 提案理由及び事件の概要					
兵庫県道第 3 4 1 号甲子園尼崎線、道意線、兵庫県道第 1 9 2 号尼崎港崇徳院線及び北堀運河に囲まれた地区（以下「A 地区」という。）内の土地所有者が、その所有する土地について、本市が用途地区を「大工場地区」ではなく「中小工場地区」と判定したうえで平成 1 5 年度から平成 2 9 年度までの固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）を賦課決定したことにより、過大な金額の固定資産税等の支払を強いられたとして、令和 4 年 1 0 月 2 8 日に本市に対して損害賠償金の支払を求める国家賠償請求事件を提起した。 その後、当該土地所有者の主張を認めて本市に対して損害賠償金の支払を命じた判決が令和 8 年 6 月 5 日に最高裁判所の決定により確定したものである。 この国家賠償請求事件は、A 地区内の固定資産税等の賦課決定における用途地区の判定に関して争った事件であることから、当該判決は A 地区内の他の土地を所有する者の賦課決定に対しても影響を及ぼすものである。 そうしたことから、当時において A 地区内の他の土地を所有していた者（以下「旧土地所有者」という。）の相続人へ説明したところ、旧土地所有者が過大な金額の固定資産税等を支払ったとして、当該相続人から本市に対し、損害賠償を求められていることから、和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。					
2 相手方等					
相手方		損害賠償の額（※）			
個人 A		5, 5 9 0, 0 0 0 円			
※損害賠償の額…平成 1 9 年度から平成 2 9 年度まで（計 1 1 年度分）の過納固定資産税等相当額及び遅延損害金					

3 和解条項の内容

- (1) 市は、相手方に対し、損害賠償金（過納固定資産税等相当額及び遅延損害金）として、金 5, 590, 000 円を支払うものとする。
- (2) 相手方は、市に対し、本件に関して、前号に定めるものを除くほか、名義のいかんを問わず一切請求しない。
- (3) 相手方は、本件に関し、その余の請求権を放棄する。

4 参考

3, 000, 000 円以下の和解及び損害賠償の額の決定となる場合については、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分を行う。